

## 区域の指定と指定に伴う制約

## Q24

「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」及び「埋立地管理区域」とはどのような土地ですか？また、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」とはどのような違いがありますか？

2010(平成 22)年施行の法改正では基準不適合土壤に起因する人の健康のおそれより要措置区域と形質変更時要届出区域に区分けしましたが、2011(平成 23)年の施行規則改正において形質変更時要届出区域のうち表24-1に示す要件に該当するものを「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」及び「埋立地管理区域」と呼称することとしました。

特例区域又は管理区域は形質変更時要届出区域の一形態ですので、基本的には形質変更時要届出区域において必要となる届出や汚染土壤の管理・適切な取扱い等が必要となります。ただし、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法の基準のうち「基準不適合土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること」については適用されません。また、自然由来特例区域及び埋立地特例区域については工場等の生産活動に起因する人為的な土壤汚染が認められないことが要件となります。よって、これらの特例区域となっている土地については行政が人為的な土壤汚染が認められない土地として認めているとも言えます。

表24-1 特例区域又は管理区域に該当する要件及び土地の形質の変更の制約の適用

	特例区域又は管理区域に該当する要件	帯水層に接する土地の形質の変更 (規則第53条第2号)
通常の 形質変更時要届出区域 (一般管理区域)	・ 下の3欄の要件に該当しないこと	適用
自然由来特例区域	・ 健康被害が生じるおそれの基準に該当しないこと (要措置区域でないこと) ・ シアン化合物を除く第二種特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものであること ・ 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないこと ・ 人為的原因による土壤汚染が認められないこと	適用除外
埋立地特例区域	・ 健康被害が生じるおそれの基準に該当しないこと (要措置区域でないこと) ・ 昭和52年3月15日以降に造成が開始された公有水面埋立法の埋立地であり、廃棄物が埋め立てられている場所でないこと ・ 特定有害物質による汚染状態が造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものであること ・ 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合すること ・ 人為的原因による土壤汚染が認められないこと	適用除外
埋立地管理区域	・ 健康被害が生じるおそれの基準に該当しないこと (要措置区域でないこと) ・ 以下のいずれかに該当すること ① 都市計画法に規定する工業専用地域内の土地であって、公有水面埋立法による埋立地であること ② ①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地であって、公有水面埋立法による埋立地であること	新規の環境省告示の方法（「土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第11号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件」平成23年7月8日環境省告示第54号）で施行することによって適用除外